

突然ですが
問題です

2022年の全国の交通事故死亡者は約4千人。

つまずきなどの転倒による死亡者は約何人だと思いますか？（答：最下部）

転倒・腰痛予防対策パッケージ(1 ~ 3)

私と楽しく取り組んでみませんか。スタッフ派遣も補助金申請もサポートします。



予約受付中♡

エイジフレンドリー補助金が使えます

転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース
(60才未満も対象)

補助率：3/4 詳細は裏面をご覧ください。

例) 40名(20名×約2時間×2回) 40万円→補助金 30万円

問合せ先：みつだ健康・労務支援ラボ 所長 満田和弘 携帯 090-8396-9367 または下記 HP より



1 体力レベルと運動能力意識を比較評価※

目的……自己認知による慎重行動、健康づくりへの動機付けが期待されます。

※中央労働災害防止協会版「転倒等リスク評価セルフチェック票、質問票(身体的特性)」を活用(産業医監修)。

歩行能力・筋力・敏しょう性・バランス
(2ステップテスト・座位ステップングテスト
・ファンクショナルリーチ・片足立ち)



運動能力
意識調査



2 転倒・腰痛予防体操※

～転倒も腰痛も怖くない体作りをマスター！～

目的……予防体操・体力づくりのコツを覚えます！

※「これだけ体操⑥」を含む「いきいき健康体操」ほか(監修:元東京大学附属病院
特任教授 現在 TMBC 院長 松平浩医学博士)を行います。



疑似体験

目的……高齢者疑似体験を通じ、体力維持と障害者
への配慮の大切さを体感します。

不自由になった自分を
イメージできます。

気軽なイベントです。
楽しみながらご参加ください。



【問合せ先】

みつだ健康・労務支援ラボ

所長 満田和弘

(元佐賀労働基準監督署長)

携帯 090-8396-9367



答

約1万人 (厚生労働省 2022年人口動態調査 スリップ、つまずき、よろめきによる同一平面上での転倒死者数より)

R06.8.20

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 (消費税を除く)</p>	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会